

【計画策定趣旨】 p 1（計画書素案のページ数：以下同様）

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険制度や高齢者福祉に関する福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めるものです。

この計画は、高齢者福祉計画（老人福祉法第20条の8の規定に基づく）と介護保険事業計画（介護保険法第117条の規定に基づく）を一体的に策定するもので、介護保険制度施行後の計画としては、5期目となります。

【計画期間】 p 1

平成24年度～平成26年度まで

21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度
 ← 第4期計画期間 → ← 第5期計画期間 → ← 第6期計画期間 →
 （23年度に見直し）⇒

(1) 郡上市の高齢者人口等の状況 p1～4

○65歳以上の人口：14,057人、高齢化率30.3%（平成23年10月1日住民基本台帳）
 平成17年14,166人 高齢化率28.5% 平成27年14,886人 高齢化率33.8%
 現在の1.06倍

【コホート要因法による推計】

平成22年度：岐阜県24.1% 全国23.1%

○75歳以上の人口：8,663人18.7%（平成23年10月1日住民基本台帳）

平成27年（団塊世代65歳）には8,881人20.2%

⇒ 高齢化の進行を見据えた施策

○ひとり暮らし高齢者：1,460人 総世帯数の10%（平成22年度国勢調査）

○高齢者夫婦世帯：1,956世帯 総世帯数の13.4%（平成22年度国勢調査）

⇒ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの増加、老々介護の広がり

○認知症高齢者：出現率6.3% 900人

（ニーズ調査出現率×平成22年人口 生活に困難中等度）

⇒ ひとり暮らし高齢者などの社会的孤立を防ぐため、住みなれた地域で生活できるように、地域ぐるみで見守る仕組みづくりが必要

(2) 郡上市の高齢者介護認定等の状況（ニーズ調査を含む） p5～26

○介護認定者：平成23年6月末2,174人 平成26年度2,315人 141人

⇒ 高齢者の増加に伴い認定者の増加が予測される

○要介護状態に関連する疾患：認知症26.4% 整形外科的疾患（含む骨折）24.8%
 脳血管疾患18.7%

○後期高齢者医療疾病別受診率：循環器系の疾患（高血圧・脳卒中等）53.9%

筋骨格系の疾患14.0% 眼及び付属器の疾患10.9%

⇒ 保健・医療・介護の更なる連携が必要

認知症、筋骨格系疾患、脳血管系疾患等を考慮した介護予防対策

認知症対策が必要

○参加したい介護予防事業：高齢者同士がふれ合える交流の場31.3%

足腰のうんどう教室26% 認知症予防に関する教室19.2%（ニーズ調査）

⇒ 認知症の予防、ひきこもりの予防を念頭に置いた教室の開催

○あるとよいボランティア活動：話し相手等48.3% 雪かき35.5%

安否確認の声かけ31.5% 買い物の手伝い28.9%（ニーズ調査）

- ⇒ 住民による支え合いの体制づくりが必要
- 主な介護者の年齢：65歳以上が43.4%（再掲75歳以上が26.4%）（ニーズ調査）
 - ⇒ 老々介護の現状を踏まえた介護サービス及び支援体制の充実
- 介護が必要になったらどのように生活したいか：自宅で家族の介護を中心に介護保険サービスなどを利用して暮らしたい62.2% 介護保険の施設に入所して生活6.3% 高齢者住宅・有料老人ホームに入所して暮らしたい5.6%（ニーズ調査）
- 住まいの現状：持ち家97.5%（ニーズ調査）
 - ⇒ できる限り住みなれた自宅で暮らし続けられる支援体制

(3) 基本目標 p27～28

基本方針

高齢者が安心して暮らし続けられるまち

基本目標

基本目標 1	支え合いによる地域包括ケア体制の推進 「地域で支えあう人にやさしいまちづくり」
---------------	--

- (1) 高齢者を地域全体で支えるための体制づくり
 - ・地域包括支援センターの充実
 - ・医療と福祉の連携
 - ・地域づくりの支援
- (2) 地域福祉の推進
 - ・相談、情報提供体制の充実
 - ・福祉についての意識啓発
 - ・ボランティア活動支援
- (3) 高齢者にやさしいまちづくり
 - ・防犯、防災体制の充実
 - ・交通安全対策の充実
 - ・住宅環境の整備
 - ・冬期の除雪支援

基本目標 2	健康づくり・生きがいくりの推進 「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」
---------------	--

- (1) 健康づくり事業の推進
 - ・特定健診、後期高齢者健診、生活機能の確認（基本チェックリスト）の実施
 - ・高齢者の健康づくり
- (2) 生きがいくりの推進
 - ・就労機会の充実
 - ・社会参加や地域文化の伝承の促進
 - ・趣味、学習活動への参加促進
 - ・集える場所の確保

基本目標 3	介護予防、介護サービスに関する事業の強化 「自立した生活を支える心豊かなまちづくり」
---------------	---

- (1) 介護予防（地域支援事業）の推進
 - ・地域支援事業の充実
- (2) 認知症高齢者支援施策の推進
- (3) 自立に向けた介護保険サービスの充実
 - ・居宅サービスの充実
 - ・施設サービスの充実
 - ・地域密着型サービスの充実
 - ・サービス質の確保
- (4) 生活支援に関わる福祉サービスの推進
 - ・生活支援サービスの充実

重点項目

- 1. 地域包括ケアシステムの構築（住みなれた地域で暮らしつづける） p30
「介護」、「予防」、「医療」、「生活支援」、「住まい」の5つのサービスを一体的に提供してい

くシステムの構築に努める。

2. 認知症高齢者への支援 見守り、認知症対応型グループの整備 p 46

認知症への理解を深めるため普及啓発。早期発見、早期予防につながるよう、保健・福祉・医療サービスとの連携及び継続的に支援できるよう相談支援体制の充実に努める。

(4) 介護保険サービスの拡充 p 47～65

【在宅サービス】 p 47～56

○在宅サービスについては、特に新たなサービスは見込んでいないが、認定者数の増加分についてのサービス量を見込んでいる。

【施設サービスの拡充】 p 56～58

○介護老人福祉施設の整備 H23年（整備分含む）275床⇒H25年度末295床 **20床増**

【地域密着型サービスの拡充】 p 58～64

○認知症対応型グループホームの整備 H23年現在50床⇒H26年度末68床 **18床増**

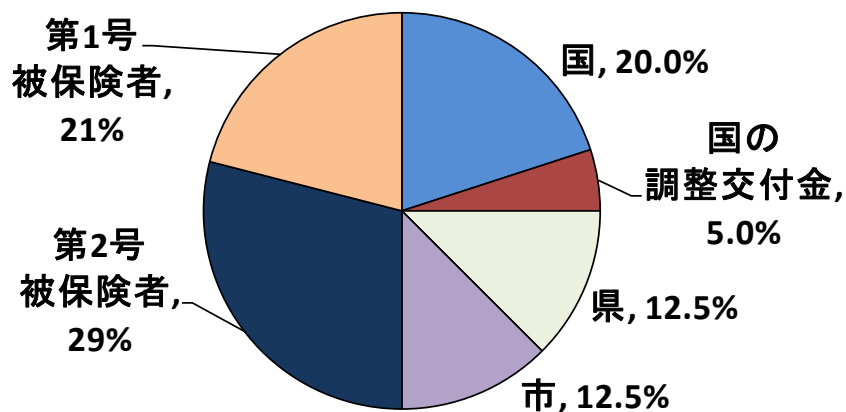
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（平成24年4月から介護サービスに組み込まれる）
重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが密着に連携しながら定期巡回訪問と随時に対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の導入について検討。

【サービスの質の向上、介護人材の確保及び育成】 p 65

○事業者への支援・指導、苦情解決・相談窓口の充実、市民への分かりやすい情報提供。

(5) 保険料の設定

<保険給付費の財源構成>



【保険料負担割合の改正】

第1号被保険者 現行20%→改正21%引き上げ

第2号被保険者 現行30%→改正29%引き下げ

【負担能力に応じた保険料設定について】

○第3段階の細分化

現行：7階層 変更：8階層 第3段階の2分化 第3-1段階新0.65 第3-2段階0.75

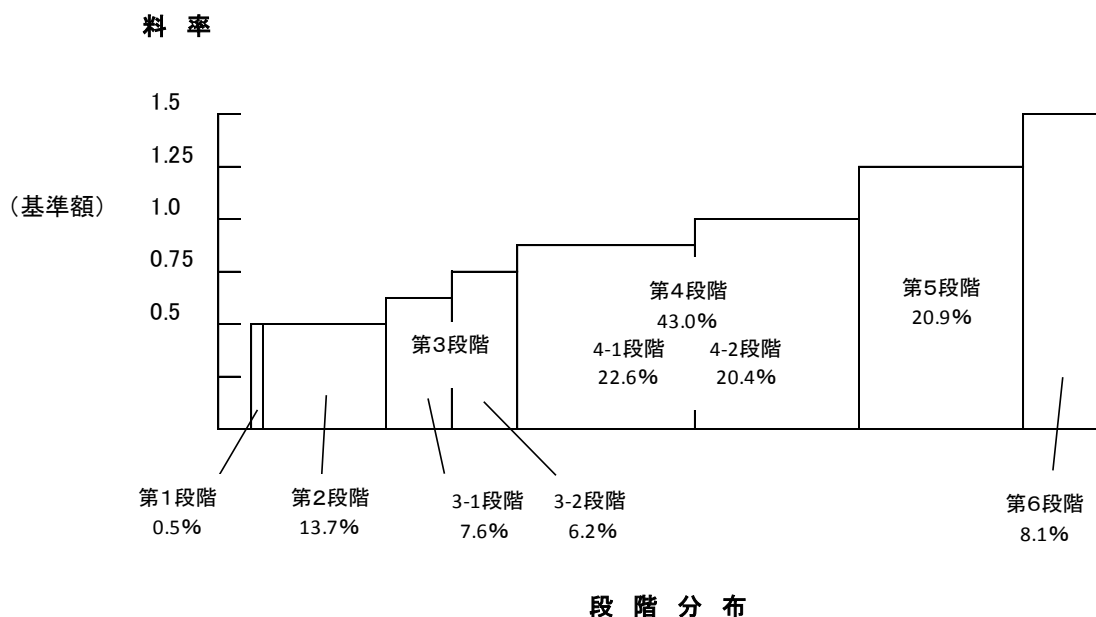
○特例第4段階の継続

現行：第4段階の2分化維持と保険料率の変更 第4-1段階変0.87⇒0.85

第4-2段階1.00

低所得者対策として、第3段階を2分化と第4段階の2分化の維持及び保険料率の変更

【低所得者対策】



第4期介護保険計画（平成24～26年）段階別介護保険料

（単位：円）

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人がいる	基準額 × 0.50	円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.50	円
第3-1段階	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の人	基準額 × 0.65	円
第3-2段階	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	基準額 × 0.75	円
第4-1段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.85	円
第4-2段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	基準額 × 1.00	円
第5段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の人	基準額 × 1.25	円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の人	基準額 × 1.50	円

○国の改正箇所

第3段階 課税年金収入額が80万円⇒120万円

第5段階、第6段階 合計所得金額が200万円⇒190万円

【基金の取り崩し】

財政安定化基金の取り崩し	36,384,757 円 予定
準備基金取り崩し	約 30,000,000 円予定

【介護保険料試算状況】

現段階では、国の介護報酬改定率が具体的に示されていないため、保険料の試算が出来ない状況です。保険料の提示については、1月下旬から2月上旬を予定しています。

なお、第5期の保険料の推計にあたって、第4期に比べ要支援・介護認定者の大幅な伸びと、第4期～第5期における入所施設整備の拡充による保険料への影響はやむを得ない状況であることをご理解下さい。